

○総務省告示第三百八十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月二十九日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。</p> <p>(1) 二の搬送波が隣接しない場合</p> <p>ア 一の搬送波の周波数が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下のもの</p> <p>各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>〔2〕略〕</p> <p>3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。</p> <p>(1) 二の搬送波が隣接しない場合</p> <p>ア 一の搬送波の周波数が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下のもの</p> <p>各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>〔2〕略〕</p> <p>4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。</p> <p>(1) 二の搬送波が隣接しない場合</p> <p>ア 一の搬送波の周波数が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下のもの</p> <p>各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>〔2〕略〕</p> <p>〔5 略〕</p> <p>2 時分割複信方式を用いるものの受信設備</p>	<p>〔一〕五 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔2〕同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔2〕同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔2〕同上〕</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>
--	--

- (2) 一の搬送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の周波数である場合又は一の搬送波の周波数が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下であり、かつ、一の搬送波の周波数が三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- (3) 略
- 2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合又はともに三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接する場合
[ア]キ 略
- (2) 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合又はともに三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (3) 略
- 3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合又はともに三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接する場合
[ア]キ 略
- (2) 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (3) 略
- 4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合又はともに三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接する場合
[ア]キ 略
- (2) 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合又はともに三・四GHzを超え三・六GHz以下の場合であつて、二の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (3) 略

- (2) 一の搬送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の周波数である場合
[同上]
- (3) 同上
- 2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合
[ア]キ 同上
- (2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合
[同上]
- (3) 同上
- 3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合
[ア]キ 同上
- (2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合
[同上]
- (3) 同上
- 4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- (1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合
[ア]キ 同上
- (2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合
[同上]
- (3) 同上

六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 時分割複信方式を用いるもの受信設備

- (1) 二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するもの受信設備
- ア 感度

(ア) 基地局の感度

- (i) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナ（複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナをいう。以下同じ。）と組み合わせた場合には、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル （一ミリワットを〇デシベルとする。） 以下この表において同じ。)	三 チャネル 間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
二・三三〇を超え二・三七〇以下	次に掲げる式による値を超え	一〇又は一五	(一) 九七・九
二・三七〇以下	次に掲げる式による値を超え	二〇、二五、 三〇、四〇、 五〇、六〇、 七〇、八〇、 九〇又は一〇〇	(二) 九四・三
下又は三・四を超え四・一以下	$38 + 10 \log_{10} N$ (N = 1 とす る。ただし、アクティブ フェーズドアレイアンテナと 組み合わせた場合にあつて は、Nは1つの搬送波を構成 する無線設備の数又は8のい ずれか小さい値とする。以下 この表において同じ。)	一〇又は一五	(一) 九二・九
	次に掲げる式による値	二〇、三〇、 四〇、五〇、 六〇、七〇、 八〇、九〇又 は一〇〇	(二) 八九・三

六の二 「同上」

1 「同上」

- (1) 三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するもの受信設備
- ア 「同上」
- (ア) 「同上」
- (i) 「同上」

「同上」

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル （一ミリワットを〇デシベルとする。） 以下この表において同じ。)	三 チャネル 間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・四を超え四・一以下	「同上」	「同上」	「同上」
	「同上」	「同上」	「同上」

周波数帯域 (GHz)	二・三三〇を超え二・三七〇以下	チャンネル間隔 (MHz)	一〇	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	(一) 九五・八
	一五		(二) 九四・〇		
			二〇		(一) 八九・五
			二五		(二) 九二・七
			三〇		(一) 九一・五
			四〇		(二) 九〇・四
					(一) 八九・六

注) 二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものについては四〇以下のものに限り、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を受信するものについては二五を除く。

(イ) 陸上移動局の感度
希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (GHz)		チャンネル間隔 (MHz)		基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	

注) 二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものについては四〇以下のものに限り、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を受信するものについては二五を除く。

(イ) 陸上移動局の感度
希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

〔注 略〕

イ ブロッキング特性

(ア) 基地局のブロッキング特性

(i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に於いて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38+10\log_{10}N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N=1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この(i)において同じ。）を超えるものにあつては143デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては138デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては135デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
略	略	略
110	17.5	5
115	41.5	10
略	略	略

(ii) 略

(イ) 陸上移動局のブロッキング特性

(i) 一の搬送波を受信する場合（117.330MHzを超え117.370MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、同表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHzの変調された第一妨害波を（一）五六デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この(i)において同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHzの変調された第二妨害波を（一）四四デシベルの電力で加えた場合において、各スループットがその最大値の九五%

〔注 同上〕

イ [同上]

(ア) [同上]

(i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に於いて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、次の表の値を満たすこと。

〔同左〕

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
110	17.5	5
[同上]	[同上]	[同上]

(ii) [同上]

(イ) [同上]

〔新設〕

以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力と基準感度の差 (dB)	三 第一妨害波の離調周波数 (MHz)	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)
一〇	六	一一・五	一七・五以上
一五	七	一五	二〇以上
二〇	九	一七・五	二二・五以上
二五	一〇	二〇	二五以上
三〇	一一	二二・五	二七・五以上
四〇	一二	二七・五	三二・五以上

(ii) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものを除く。)

〔略〕

〔表略〕

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(i)又は(ii)の表の値を満たすこと。

ウ 隣接チャンネル選択度

(7) 基地局の隣接チャンネル選択度

(i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとし、 $N = 1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては -52 デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベルを超え $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものにあつては -47 デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものにあつては -44 デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
---------------	-------------	----------------

(i) 一の搬送波を受信する場合

〔同上〕

〔表同上〕

(ii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

ウ 〔同上〕

(7) 〔同上〕

(i) 〔同上〕

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、次の表の値を満たすこと。

〔同左〕

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
---------------	-------------	----------------

[略]	[略]	[略]	[略]
二〇	一一・五〇二五	五	[略]
二五	一一・九六七五	二〇	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(イ) 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

(i) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。)

基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を基準感度より同表の下欄に掲げるデシベル高い電力で加えた場合において、スルーブットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の電力と基準感度の差 (dB)
一〇	七・五	四五・五
一五	一〇	四二・五
二〇	一二・五	三九・五
二五	一五	三八・五
三〇	一七・五	三八
四〇	二二・五	三六・五

(ii) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものを除く。)

[略]

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

エ 相互変調特性

(ア) 基地局の相互変調特性

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]	[略]

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
二〇	一一・五〇二五	五	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

(イ) [新設] [同上]

(ii) [同上]

(i) 一の搬送波を受信する場合

[同上]

(ii) [表同上]

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

エ 相互変調特性

(ア) [同上]

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

二〇	一七・三九五	二七・五	五
二五	一九・九六五	二七・五	二〇

(i) 陸上移動局の相互変調特性

(ii) 略

(i) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。)

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に同じ同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の電力で加えた場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔(MHz)	二 希望波の受信電力と基準感度の差分(dB)	三 変調のない妨害波の離調周波数(MHz)	四 変調された妨害波の離調周波数(MHz)
一〇	六	二二・五	二五
一五	七	二二・五	三〇
二〇	九	二二・五	三五
二五	一〇	二二・五	四〇
三〇	一一	二二・五	四五
四〇	一二	二二・五	五五

(ii) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものを除く。)

略

表略

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

(iv) 各搬送波における(i)又は(ii)の表の値を満たすこと。

(2) 略

2 略

七〜二十四 略

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二〇	一七・三九五	二七・五	五
同上	同上	同上	同上

(i) 新設

同上

同上

(i) 一の搬送波を受信する場合

同上

表同上

(ii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

(iii) 各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

(2) 同上

同上

七〜二十四 同上